**大島町奨学資金貸付制度のご案内**

【制度の目的】

　この制度は高等学校又は高等専門学校、大学又は専修学校に進学する経済的事由により修学困難な方に対して、修学上必要な学資金を貸付することで有用な人材を育成することを目的としています。

【貸付金額】

　高校・高等専門学校：月額１万５千円以内

大学・専修学校：月額６万円以内

【貸付期間】

　在学する学校の正規の修学期間中です。

【貸付対象者】

学資金の貸付けを受けることができるのは次の要件を満たしている方です。

（１）貸付け日の３箇年前から引き続き町内に住所を有する者の子弟であること。

（２）貸付けを受ける当初は大学の第１年次又は高等専門学校、高等学校若しくは専修学校の第１学年であること。ただし、学資金の貸付を必要とする特別の事情があって、町長が認めたときは上記以降の年次又学年であっても貸付を受けることができる。

（３）国内に所在する高等専門学校、高等学校、大学若しくは専修学校に在学し成績優秀、心身健全にして経済的事由により修学困難であること。

（４）貸付けを受ける者の保護者が、国税・地方税などの過年度分を滞納していないこと。

（５）同種の学資金を他から借り受けていないこと。ただし、災害等により修学が困難になった者を対象とした学資金貸付制度については、同時に利用することができる。

【申請方法】

　毎年２～３月頃に申込みの受付を行います。申込方法は次のとおりです。

（１）大島町教育委員会（生涯学習センター・郷）又は各地区出張所に申込書類を取りに来て下さい。

（２）上記の申込書類に住民票（世帯分）、入学する学校の合格通知書又は入学許可証、所得を証明する書類（※１）、滞納が無い証明書（※２）、健康診断書（※３）、学業等成績証明書（出身校で発行）を添付し、教育委員会に提出してください。

　※１　申込みをする年の前年度の所得証明書類を添付してください。

※２　町役場税務課で発行します。島外の場合は住所地の役所で発行してもらって下さい。

※３　診断書の診断項目は、身長・体重・視力・聴力・触診（問診）となります。診断書の書式については医療機関の任意の書式で構いません。

（裏面へ）

【所得制限について】

所得制限の基準については別紙「大島町奨学金家計基準」をご参照ください。

【連帯保証人について】

学資金の貸付けを受けようとする方は、次の要件をそなえた連帯保証人１名をたてる必要があります。

連帯保証人は出来る限り父母、祖父母以外にしてください。

**（１）貸付けの日の１箇年前から引き続き町内に住所を有すること。**

**（２）一定の職業を持ち、又は独立の生計を営んでいること。**

**（３）この学資金につき他に保証していないこと。**

【貸付の決定】

　申込みをしていただいた申請書類を精査し教育委員会で貸付の審査を行います。審査終了後、申込者に貸付の決定、却下の通知を送付します。

【貸付金の入金について】

　貸付金は毎月２５日までに申し出のあった口座に入金します。ただし、毎年の４月分については事務処理の都合上、４、５月分の２ヶ月分を５月に一括して入金しますのでご了承ください。

【貸付の終了・中止について】

　修学期間が終了した場合、中途退学した場合又は対象者より辞退の申し出があった場合は、貸付を終了します。また、次に該当する場合は貸付けを中止し、受けた学資金の全部又は一部について返還をしていただきます。

（１）学資金の貸付けを目的以外に使用したとき。

（２）いつわりの申請その他の不正手段によって貸付けを受けたとき。

（３）償還の支払いを怠ったとき。

【貸付金の返還について】

　貸付終了後、１年間の猶予期間があります。猶予期間終了後１５年以内に年賦、半年賦、月賦により貸付金を返還していただきます。

【違約金について】

　奨学資金の貸付金は無利子ですが、学資金の貸付けを受けた方が、貸付金を償還期日までに支払わなかった場合、正当な理由がないと認められたときは、年１４．６％の割合をもって、償還期日の翌日から支払の日までの日数によって計算した違約金を徴収します。

【その他・問い合わせ先】

**【担当部署】**

**大島町教育委員会　学校教育係**

**電話　０４９９２（２）１４５３（直通）**

**FAX　０４９９２（７）５８０８**

　申請の内容によっては、面接を実施します。

ご質問等ありましたら右記の担当までお問い合わせください。